

第2回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成13年1月29日(月) 14:30~16:15
場 所 豊島公民館2階和室

I 出席協議会員(14名)

1 学識経験者

会長 南 博方、会長代理 岡市友利

2 申請人らの代表者等

大川真郎、中地重晴、長坂三治、安岐正三、石井 亨

3 香川県の担当職員等

田代 健、横井 聰、橋口昌道、増井武彦、大森利春、中山 貢、西川滋夫

II 代理出席者(2名)

申請人らの代表者等の代理

児島晴敏 (協議会員 石田正也の代理)

安岐登志一 (協議会員 浜中幸三の代理)

III 傍聴者

豊島3自治会関係者 55名

公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

IV 議事の概要

1 開会

○ 協議会員2名の欠席に伴う代理出席の報告があった。

2 会長挨拶

会長から、次のような挨拶があった。

- 調停条項前文にあるとおり、共創の理念により、県と豊島住民の間で信頼関係を構築していただきたい。
- 豊島廃棄物等技術委員会と連携し、協議会の成果を県の政策に反映していただきたい。
- 20世紀は、公害の時代であったが、21世紀は環境の時代である。環境の時代の始まりに当たり、豊島廃棄物処理協議会が豊島で開催されることは意義深いことである。

※会長挨拶の後、報道機関は退席した。

3 議事

豊島廃棄物処理協議会設置要綱3(3)の規定により、会長が議長となって議事が行われた。

議長) まず、議事に先立ち、本日は、公害等調整委員会の佐藤専門委員が出席している。佐藤専門委員は、調停のフォローアップの一貫として、技術委員会にも出席されているが、当協議会にも出席いただくこととしたい。協議会員にお伺いしたい。

協議会員) 了承する。

議長) それでは、今後、そのようにさせていただく。佐藤専門委員から御挨拶をお願いする。

佐藤専門委員) 本年 1 月 10 日付けで公害等調整委員会の専門委員に任命された。

公害等調整委員会としても調停成立後のフォローアップを行いたい。よろしくお願ひする。

(1) 協議会の運営について

議長) まず、議事録署名人の選任を行いたい。本日の会議については、中地協議会員と横井協議会員にお願いしたいが、いかがか。

協議会員) 了承する。

議長) それでは、よろしくお願ひする。

続いて、協議会の公開、非公開についてであるが、第 1 回協議会では、「公開、非公開を、どちらか一方に決めるというのではなく、情報公開を基本として、運用の中で適切に対応したい。本日は、冒頭部分を除いて、とりあえず非公開で進める。」という対応で議事を進行した。

また、1 月 26 日付けで香川県政記者クラブ幹事社から、「取材についての全面公開を求める申入書」が提出されている。

本日の対応、また、今後の対応について、協議会員の意見を伺いたい。

県) 前回の協議会でも議論したが、県の立場としては、守秘義務があること、また、検討中の未成熟な情報も含めて、協議会で極力話し合える場にしたいと考えているので、協議の過程は非公開とし、公開できるものは積極的に公開することが望ましいのではないかと基本的に考えている。

豊島) 非公開でなければ自由闊達な意見が出ないことや守秘義務があることについては、もっともな部分もあるが、前回の協議会の申し合わせ事項である情報公開を基本原則とする方針を重視しなければならない。

未成熟な情報や守秘義務などを重視する価値と、それにも増して、情報は公開しなければならないという価値を比較衡量した場合、様々な問題があつても、情報公開の基本原則に沿って、後者の方に価値を見出すべきである。

協議の中で出てくる秘密事項や様々な配慮をしなければならない問題を、非公開とすることについては、賛成である。

しかしながら、本日の議題に関しては、多くは報告的な内容であり、住民側の提出議題についても、取り組み状況を説明し、県の意見を聞くような内容であるので、秘密に該当する事項は、ほとんどないのではないかと判断している。

従って、本日の会合については、公開をしていただきたいと思っており、どうしても差し支えが出る場合は、その事項について報道機関の退席を求めるという対応で良いのではないかと考えている。

なお、豊島廃棄物処理協議会設置要綱 6 項では、住民の傍聴参加が権利として認められており、住民が傍聴できることと、報道機関が聞き取れるということはほとんど同じような状況である。この要綱の精神を重視しても、公開をするべきであることを申し添えたい。

議長) 公開・非公開については、第 1 回協議会で取り決めたとおり、公開、非公開をどちらか一方に決めるというのではなく、情報公開を基本として運用の中で適切に対応していくと考えている。

本日の議題を見ると、特段、非公開とする事項は含まれていないと考えられるので、本日の会議は公開で行いたい。

ただし、議論の過程で、非公開が相当と認められる場合は、非公開にすることもあり

うる。

※ 以降の議事について、公開が決定されたことにより、報道機関が会場に再入場した。

(2) 豊島廃棄物の前処理実験用と展示用のサンプル採取について

県) 中間処理施設については、昨年12月18日に共同企業体と工事請負契約を締結し、現在、共同企業体の方で施設、設備の設計に着手している。

このうち、直島側に設置する破碎・選別などの前処理施設について、最適の実施設計とするため、豊島廃棄物の性状、成分の再確認を行いたいとの提案があり、1月14日の豊島廃棄物等技術委員会で審議いただいている。

実施主体は、共同企業体の中のプラントメーカーである(株)クボタである。

採取日時については、企業の方で調整中である。掘削については、概ね2月末頃になり、破碎・選別の実験については、3月上旬頃になると伺っているが、今後、(株)クボタが調整を行い、決定することになる。

評価項目としては、廃棄物の破碎と大きさの選別を行う実験や磁選機を使った鉄の回収などの実験評価を行う計画である。

採取量については、概ね約25tであり、実験終了後は、使用したサンプルを豊島に返送する計画である。

豊島) 本年5月になると、豊島廃棄物等の上に、遮水・透気シート張の工事が行われる。それまでの間に、廃棄物層を永久保存したいと考えている。豊島の事件を風化させないためにも、広島の原爆ドームのように、負の遺産として、また、大いなる教訓として後世に伝えたいと思っている。5月までに展示保存用のサンプルを採取しなければ、取れなくなる。

議長) 前処理実験計画案について、豊島の協議会員に意見をお伺いしたい。

豊島) 了承する。1月14日の豊島廃棄物等技術委員会で、展示保存用の採取を意見として申し出たところ、委員長から、掘削の手間を省くために、(株)クボタの掘削に合わせて廃棄物を採取してはどうかとの意見があり、その後、検討していた。

まず、時期的には、展示保存用の採取作業を依頼している(株)乃村工藝社と協議したところ、年度末で専門職人の都合がつかず、4月以降でなければ採取作業の日程が取れないとのことであった。具体的な日程については、今後、協議を進める。

従って、前処理実験用の採取に合わせた作業ができないので、差し支えなければ、豊島側で、豊島の事業場に重機を持ち込み、掘削、採取したいと考えている。

永久保存用の採取は、廃棄物層の表面をシリコン系の樹脂で固め、表面を剥ぎ取る方法を考えている。一般的には、地質調査などで、地震があった場合の断層部分を永久保存する方法として、既に行われている方式である。

今のところ、比較的東寄りの場所(H3~I3)を考えており、崖状の所を約6m×5m掘削して、足場を組み、廃棄物層に薬剤を吹付け、FRP板を貼り付け、剥ぎ取りすることとなる。

作業期間は約2週間で完了する。

技術上、可能であれば、コアサンプルのように見える展示物としたいので、30cm~40cmの幅の柱状で採取したいと考えている。

できれば、4月の初めから約2週間の工程で、現場でこれらの作業をしたい。

なお、技術委員会でも発言したが、採取期間中、雨天の時など、作業や準備に支障が出る場合もあるので、事業場の現場事務所の空いている土間をお借りしたい。

議長) 2月下旬に掘削した場合、展示保存用のサンプル採取が遅れるが、別途協議するのか。

豊島) 掘削・採取の日程を具体的に決めていない。日程のことや、どのように事業場に重機、機材等を持ち込んだらよいのかなどを、現場の施工監理者等と協議したいので、了解していただければと考えている。

議長) 豊島側から、要望の意見があったが、本来は、掘削に合わせて剥ぎ取ることができれば良いのだが、日程が合わないためできないと理解して良いか。

豊島) (株) クボタの採取に合わせて採取できれば、効率的であるが、日程が合わない。

また、(株) クボタは、事業場の複数の場所から採取する計画であるが、こちらで展示保存用のサンプルを採取したいと考えている場所が、(株) クボタの意向と異なる。

別々に採取するということで構わない。

ただし、展示保存用のサンプルの採取時は、豊島事業場に入ることになるので、了解を求めたい。

議長) 展示保存用のサンプル採取時において、掘削の奥行きはどの程度になるのか。

豊島) 奥行きとして、4～5mを掘削することになる。黒っぽい廃棄物層を表面に出したいと考えている。

事業場の表面は、土が被されており、色も変わっているので、バックホーで掘削した時に出る黒い廃棄物層を出して、できれば保存したい。

穴を掘っての採取も考えられるが、穴に入って採取する場合、ガスの発生や酸欠の危険性があり、作業ができないので、崖状の部分を利用して、鍵型(コの字型)に掘削し、出てくる廃棄物層を保存したいと考えている。

議長) 廃棄物の中間層を出したいということであるが、できれば、分かりやすく柱状で採取したいということなのか。

豊島) 柱状の剥ぎ取りは、やってみなければ分からぬ。廃棄物層の採取は、土の層ではないので、業者の方でも経験がなく、初めてのことである。試行錯誤の状態であるが、試してみたいとの提案を受けている。

掘削方法が、(株) クボタの意向に合わせた施工とはならないと思われる所以、御理解いただきたい。

議長) 地層をシリコンなどで固め、プラスチックを貼付ける方法は、考古学でよく使われる手法である。

会長代理) 豊島側にお伺いしたい。展示保存用に採取するために、一番適切な廃棄物層の位置は、どこになるのか、また、どのように探すのか。現在、掘っている場所から、廃棄物層が見えているが、どういう廃棄物層を見せたいと考えているのか。

もう一つ、長期保存する場合の保存法はどうするのか。中の有機物が分解し、ガスが発生することもあり、また、時間の経過とともに、体積も縮小する。このような問題点について、依頼した(株) 乃村工藝社がどれだけ対処できるのかを伺いたい。

豊島) 場所については、公害等調整委員会のボーリング調査の結果により、概ねどのような物が埋まっているか分かっている。豊島廃棄物で象徴的なシュレッダーストが多く埋まっているH3～I3で、有機物系の廃棄物が多い場所を考えている。

廃棄物等の掘削・運搬が進んだ段階で、元の地層と廃棄物層との境界線付近も、記念として採取、保存したいと考えている。

有機物を多く含む物の保存方法であるが、(株) 乃村工藝社も今まで経験がなく、薬品の種類などを、検討していただいているので、同社と協議の上、基本的には対応が可能であると思っている。

議長) 豊島廃棄物の展示保存用の採取については、豊島側で(株) 乃村工藝社と十分打ち合

わせを行い、採取場所や保存方法等を検討いただきたい。

次に、香川県にお伺いしたい。工事と剥ぎ取り時期との調整を、どのように考えているのか。

県) 工事の詳細な日程を確認しなければならないが、今の段階では、5月が遮水・透気シート張りに着手する時期となる予定であり、4月中で2週間の全工期であれば、おそらく差し支えはないのではないかと考えている。

この件については、豊島廃棄物等技術委員会の委員長から、前処理実験のための採取時に、(株)クボタが重機を手配するので、それを使って展示保存用のサンプル採取のための掘削を行えば、一番良いのではないかとの話があった。

お聞きしたところ、時期がずれるとのことであるが、具体的な採取計画について、暫定的な環境保全措置工事との調整が必要となるので、県との協議・調整をお願いしたい。

議長) この件については、暫定的な環境保全措置工事の工事日程との関係もあるので、豊島側と香川県で時間を取って協議し、調整を図っていただきたい。

ところで、廃棄物の一番下の地層と廃棄物との関係は、大事なことだと思うが、どのようにお考えなのか。

豊島) 廃棄物層については、5月にシートがかかり、見えなくなってしまうので、今回採取したいと考えている。

また、廃棄物と豊島の土との関係がどうなっていたのかを記念として残したいので、今回の採取とは別に、一番汚染されているI1、H1付近の層から採取したいと考えている。

採取時期は、この付近まで廃棄物等の掘削・運搬が進み、元の地盤近くまで掘削された時点で、もう一度採取したいと考えている。廃棄物層は左回りで掘削し、運搬するので、この場所での採取、保存は、約10年後になると思われる。

会長代理) サンプル採取は、2箇所で行うのか。

豊島) 2回で2箇所になる。

議長) 展示保存用の採取は2回で2箇所になるが、関係者において、御配慮いただきたい。

また、本日の意見を踏まえて、今後、双方で検討の上、進めていただきたい。

(3) 豊島廃棄物等対策事業の状況と見学者対応について

県) 暫定的な環境保全措置工事については、3つの工区に分けて工事を発注した。

北海岸の保全を中心とする第1工区は、現在、土壌堤の保全工において、根固工の中詰捨石の搬入及び均しが完了した。また、被覆石についても搬入が完了し、均しが90%の進捗である。

第2工区は、廃棄物等の掘削・移動が中心となるが、南斜面と南飛び地の掘削・移動が完了した状態である。また、西海岸についても、掘削・移動に着手している。

第3工区は、遮水・透気シートの工事が中心となるが、浸透トレーンについて完了している。

暫定的な環境保全措置工事の見学者対応については、住民側から、主として公開を基本とする観点から、全面的に見学ができなくなる期間をなくすこと、できるだけ廃棄物の近くで見学できるようにすることの2点の要望があり、県において、見学者や関係者の安全の確保、工事の円滑な実施を基本として、要望に応えるための検討を行った。

南側斜面については、廃棄物等の掘削・移動が1月上旬に完了した。1月末に掘削完了判定のための土壤サンプルを採取し、その後、見学スペース等の工事に着手する。見学スペースは、高台になっているので、南側斜面に板柵工（階段工）を施工し、その頂

上部に見学用スペースを確保する。また、その近くに穴を掘り、周囲に柵をして安全を確保した上で、近くからの廃棄物の見学を可能としたい。

これからは、西海岸の掘削・移動が本格化するので、工事用車両が頻繁に通行するので、見学者の安全性の確保については、特に気を配らなければならないと考え、西海岸に安全な見学スペースを整備しているところである。なお、工事の進捗状況を見ながら、安全性が十分確保できる条件が整う場合には、一部工事区域内に立入っての見学も可能となるようにしたい。

また、特に西海岸の工事については、粉じんやガスの発生も予想されるので、場合によっては、見学ができなくなる場合も想定される。このようなことを、住民会議において、見学の申し込み際に、予め是非とも御周知をお願いしたい。また、見学の際には、必ず引率していただき、事前に工事監督員等と十分に調整していただきたい。

想定される事故と予防策については、工事監督員等と十分に事前調整をしていただき、特に重機等の周辺には近づかないようにしていただきたい。事前に周知をし、さらに、現場においても指定を行うことで、事故の発生防止には万全の措置をお願いしたい。

次に、中間処理施設建設工事については、12月18日に工事請負契約を締結しており、本体工事については、直島町の三菱マテリアル（株）直島製錬所敷地内に建設し、特殊前処理物処理設備については、豊島の本件処分地内に設置することとなる。

契約の相手方は、共同企業体であり、主な施設の内容は、中間処理施設として、焼却・溶融設備は、24時間当たり、100tの処理能力を持つ回転式表面溶融炉2基を整備する。また、鉄の資源回収を効率的に行うことから、補助的な炉として、ロータリーキルン炉を整備する。豊島側に設置する特殊前処理物処理設備については、高圧洗浄装置や油圧の破碎機を設置する。このような計画で、現在、設計にかかっている。

議長) 豊島側から御意見や御質問があれば、お伺いしたい。

豊島) 暫定的な環境保全措置工事の見学者施設は、2箇所で設置し、実施設計に反映させることで、了解済である。

南側斜面については、廃棄物等の掘削完了判定が終わってから見学者施設に取りかかるということであるが、岩盤がむき出し状態である地形はどうなるのか。自然公園法の第2種特別地域でもあり、どのように施工するのか、お伺いしたい。

また、南飛び地についても、今後の予定をお伺いしたい。

県) 南側斜面と南飛び地は、廃棄物等の掘削・移動後に緑化を行う基本方針で、実施設計を行っている。

南側斜面については、廃棄物等を移動した後は、全て岩盤の状態となっており、通常の緑化、種子吹付けの工法は困難であると考えている。現在のところ、地山を生かし、人工土壌と種子を混合したものを吹付ける工法（客土）により、緑化をしようと考えている。かなり堅い岩であり、段切りをして植生する工法は不可能に近いと考えているので、厚さ約7cm程度の人工土を吹付けたいと考えている。

南飛び地については、廃棄物の移動後、岩が出ているが、まず、道路幅員を確保するため、路床となる盛土を行い、その後、種子等を吹付けし、緑化をしたいと考えている。

豊島) 南側斜面は、表面に厚さ約7cm程度の人工土を吹付けるとのことであるが、どの程度の回復が見込めるのか。草は生えるかもしれないが、どこまで植生できるのか。

県) 小豆島では、多くの場所で、緑化のために、厚層基材による吹付けを行っているが、草が生える程度である。周りに種子が付着し、樹木の小さい芽が出てくる程度までは回復する。1m以上の低木や高木が生える土壌になるには、今の岩盤がかなり風化するまで、不可能であると思われる。

豊島) 風化するまでには、具体的にどれぐらい時間要するのか。

県) 相当な年月を要するので、風化を待って緑化することは不可能である。岩盤の表面のみを緑化する方法を検討せざるを得ない。

豊島) 第2種特別地域で、景観的に良い所であるが、木が生えない状況で本当に良いのかと思う。岩盤が非常に浅いので、乾燥にも弱いのではないか。国立公園区域内の緑化について、もっと良い方法はないのか。

県) 岩の硬度からは、短期間（5年程度）で風化する状態ではない。全体として、表土や軟岩等が削り取られた後に廃棄物が投棄された状態となっていた。投棄前は、そのような土壤もあったかも知れないが、現状では、そこまで回復させるために、相当の期間がかかると思われる。

風化を早める適当な方法がないので、施工する場合は、土を現況の岩の上に置くことになるが、防災上の問題は残る。樹木を植栽するのであれば、例えば、部分的に壺掘りして行う方法しかないのではないかと考えている。

会長代理) 7cmの人工土を盛った場合、岩に固めて定着させるとても、降雨により流出する可能性がある。国立公園の区域内となっているため、階段状に浅めのコンクリートで土留工を施工する方法などは、難しいのか。

県) 法面緑化として、山の斜面に階段状の棚を造り、その中に土壤を入れ、1列ずつ植栽する方法が考えられる。直島などで行っている方法であり、木が育った場合は、部分的に岩盤が見えなくなるが、景観上、周りの地形との違和感は生じる。

議長) 階段工を設置して、頂上部に見学スペースを設けることであるが、高さはどれくらいになるのか。また、北側直下の穴は、どれぐらいの深さなのか。

県) 見学スペースは、下から30m近くの高さになる。穴の深さは、約3mとなる。

議長) 見学者対応については、この内容で了解されているので、これらの意見を踏まえて、関係者で対処していただきたい。

その他、御意見があればお伺いする。

豊島) 緑化については、いくつか方法があるようと思われるが、調停条項の中には、明確に場所ごとの最後の姿が示されていない。緑化の方法や可能性について、協議会での協議事項としていくべきではないか。

議長) 協議会は、個別の事項について協議するのではなく、事前にある程度双方で協議した内容を報告し、確認していく場としたい。

県) 調停条項9項(3)では、本件処分地を引き渡す場合は、海水が浸入しない高さとした上で、危険のない状態に整地することになっている。県としては、防災上問題のない状態にすることについて、調停条項の主旨を踏まえ、検討したい。

豊島) 工事完了後の南側斜面と南飛び地がどのようになるのかということについて、今まで、話し合いの機会はあったが、確認ができていなかった。今回、確認することができたが、これからも、個別事項について、双方で協議しながら対応したい。

見学者対応については高度排水処理施設について、見学対応の機能を持たせてほしい。直島の中間処理施設の発注仕様書では、スペースや模型等の設置など、細かいことが記載されていた。

事業場の見学者は、年間4,000名(2000年)であり、調停成立後、急に増えた印象もある。昨年6月と10月に小学生の見学がピークとなった。4,000名のうち、16%が小学生、11%が中学生、9%が高校生、10%が大学生であり、その他は議会関係の視察である。基本的に環境学習や政策学習のための見学が、半数を超えている。小学生では、一度に200名もの見学が来たこともあった。

現状から見ると、豊島に建設予定の中間保管・梱包施設や高度排水処理施設には、約50名程度の見学者に対応できるスペースが必要であると考えているので、要望したい。また、見学スペースを西海岸のどの施設に一体的に整備するのか、お伺いしたい。

県) 現在、豊島側の施設で決まっているのは、特殊前処理設備だけであり、建物はこれから発注することになる。設計段階で検討し、御相談したい。

豊島) 豊島廃棄物等技術委員会においても、施設に見学スペースを設置する方向で検討されている。豊島側の施設について、発注時の仕様書に見学スペースの設置を記載し、直島と同等程度のものを設置していただくよう、要望したい。

県) これからの話し合いで、御相談させていただきたい。

豊島) 是非とも、お願いしたい。

議長) これらの意見を踏まえて、対応していただきたい。

(4) 豊島の振興について

議長) 豊島の振興を議題とすることについて、まず、県側の考えをお伺いしたい。

県) 豊島の振興そのものについては、調停条項にもあるとおり、県は県内の離島振興の一環として努めることとなっており、この場で取り上げるつもりはない。

ただし、協議会の議題として考えた場合、当協議会は、豊島廃棄物等対策事業の実施について協議することが目的であるため、県側のメンバーは、この設置目的に沿った者が出席している。

従って、豊島の振興を議題とした場合、県側の出席メンバーの守備範囲を超えるのではないかと考えられ、対応しかねることも想定される。

設置目的や県側協議会員の職責の面から限界があるので、運用面において、会長の御配慮をお願いしたい。

また、豊島の方には、協議会の主旨、目的に沿って発言されるよう、お願いしたい。

議長) 豊島の振興を議題とすることについて、設置目的や県側協議会員の職責の面から限界があるので、その点について御理解をいただきたいとのことであるが、御意見があればお願いする。

豊島) 県側の考えは、理解できるが、見学の件など、豊島廃棄物等対策事業の実施と豊島の振興は切っても切れない因果関係がある。20世紀の豊島は、公害の時代であり、公害の島、毒の島の汚名を被り苦しんだ。住民一丸となって運動を行い、昨年6月6日に調停が成立し、最終合意を得て、紛争の全面的な解決が図られた。

今後は共創の精神で協議することとなるが、会長の挨拶にもあったが、21世紀は環境の時代である。豊島振興の基本理念として、「学びの島」構想を樹て、大勢の来島者に実態を見ていただくことにより、汚名払拭を図りたいと考えている。寛大な措置をお願いしたい。県の方でも門戸を開けていただきたい。

土庄町にも、先般、豊島の振興のための記念館建設について要望し、前向きな回答を得ている。

先日の行政懇話会では、知事から、豊島の振興は環境局で取り組むものではないとの回答があり、この点については理解しているが、事業の実施と豊島の振興は、因果関係があるので、共に協議していきたいと考えている。

豊島) 土庄町に要望した時、町長から共に頑張ろうとの発言をいただいた。また、展示保存用のサンプル剥ぎ取りについても、町で予算を対応していただくことになった。

土庄町が、この問題に前向きな姿勢になっていることを理解していただきたい。県側の意見も理解はできるが、豊島の振興は、再生である。事業の実施と切り離すことはで

きないと考えている。

議長) 共創の理念に基づき、県との新たな信頼関係の第一歩を踏み出したので、振興には様々な意味を含むが、豊島の側から、少なくとも環境の再生という考え方立って、理解していただきたいとの要望があった。

調停条項を厳格に解釈すると、協議会の設置目的は、本件事業（本件廃棄物等の搬出・輸送、地下水等の浄化、豊島内施設の設置・運営及び本件廃棄物等の焼却・溶融処理の実施）の実施について協議することである。

しかし、調停条項には、県においては、豊島の離島振興について努力することとなっており、さらに、前文において、共創の考え方に基づき、公害等調整委員会は、豊島を元の姿に戻し、美しい島になることを切望するとなっており、共創の理念は、県と住民とが共同一体となって豊島の環境再生の価値を創造していくことにある。調停条項の根底にある理念である。

厳密に議題とするかどうかはともかく、協議会として、住民の真摯な意見を聞き、ここで解決できない問題については、県において所管の部局に連絡し、対応や検討していくことや、その結果をこの協議会で報告をいただくこともあろうかと考えている。

従って、調停成立の理念から見て、協議会の目的を、緩やかに広く解釈していただき、豊島側も無理な課題は言わないと発言されている。振興にも色々あると思われることや門戸を開いてほしいとの要望を踏まえて、豊島の振興について、御要望を聴くということで、お願いしたい。

それでは、豊島側から御説明をお願いする。

豊島) 豊島廃棄物処理技術検討委員会の報告書にもあるとおり、豊島の問題は、我が国の廃棄物問題の歴史から見ても重要であり、これまでの過程を含めて語り継がれることを考えると、影響は大きい。

見学者の状況を見ても、調停成立後、特に子どもの見学者が増える傾向があり、昨年に比べると、1,000人近く増加している。見学した子ども達から、多くの感想文が寄せられており、ゴミのない社会にするために、自分たちがどうするのか、次世代を担う覚悟や、中には、家庭ゴミを埋立処分場まで追いかけて見ると、大変な状況になっており、自分の何気ない生活が次の世代まで含めてつながっているというようなことが書かれていた。

見学時の臭いや足元のふわふわ感など、五感で直接感じたことが、その後の行動へのモチベーションとなっている。また、リピーターが出てくる状況もある。

そういう中で、ゴミの島の問題を克服するためには、忘れ隠すのではなく、その過程を明らかにし、多くの人の共通認識を得ることが、我々が行う最も着実な方法であると考えている。

調停成立前の1997年から、「アースディカガワ in 豊島」として、一大交流行事を実施しており、当初は、県との対立の中で支援してくれる方々が多くたが、豊島はゴミだけでなくすばらしい所もあることを認識していただくようになった。さらに、豊島に来て、交流していただこうということで、豊島の自然や物産に親しんでいただけるよう、恒例行事として、春と秋に400人前後の集会を開催し、多くの島外の方と交流している。

豊島では当たり前であるが、メダカが多く棲息しており、このことが、来ていただいた方から、全国的に貴重であるとの話が出て、メダカを通じた交流も行われている。島内の調査がきっかけとなって、高知県の生態系保護協会が大阪で開催した第2回全国メダカシンポジウムで特別報告を行い、翌日にはオプションツアーで大阪の集会に参加した方々に豊島に来ていた。

交流の中で新しい発見があり、これを通してさらなる交流が広がっている。

昨年12月13日に、豊島での瀬戸内オリーブ基金の第2回植樹で子ども達と安藤忠雄氏と一緒に木を植えた時、子ども達から、本が少ないと話を聞いた安藤氏が呼びかけ、豊島の子供たちに本を送ることになり、それが発展して、豊島こども図書館を贈る構想になった。学校の先生方の意見を伺うと、教育現場でも総合学習の時間が増え、地域やふるさとを教材とした学習活動が行われており、地域住民や島外の子供たちと地元子供たちが、直接交流できる方法を考える中で、夢が広がり、協力に向けた交流が広がっている。

未来の森トラスト運動は、1996年から開始している。開始当時は、全く豊島問題の解決に見通しがつかず、廃棄物の撤去を求める一方で、その後をどうするのか、方向性が見えない状況であった。このような中で、木を植えれば100年経って森になり、後々までずっと語り継がれるだろうとのことから、始まったものである。

豊島では、「豊かなふるさとを次世代に」が合い言葉のようになっており、その一つとして、廃棄物を撤去して元に戻し、回復させることはいいことなので、豊島だけでなく、もっと広範囲に活動することを考えた結果、本年度に発足した瀬戸内オリーブ基金が主体となって、植樹活動を展開することとなった。

さらに、日本桜の会香川県支部から、本年度以降の5ヶ年にわたり、豊島において1,000本の桜の植樹を行いたい申し入れがあり、豊島の将来がどうあるべきか、話し合いながら実施していくことになっている。

豊島においても、任意団体や個人の方々が、植樹活動をしているが、昨年の秋の集会では、どんぐり銀行臨時豊島支店を設け、豊島で集めたどんぐりを、豊島で育てる取り組みを行った。

こうした取り組みを通じた取り組みにおいて、ゴミの問題は自分の問題と認識していくことが、その後の様々な交流活動に進展しており、こうした関わりを通じなければ、本当の意味での回復、ゴミのイメージの払拭はできないのではないかと考えている。

多くの人との交流活動を、さらに発展させたいという発想から、記念館（又は資料館、研修館）の話が出ている。豊島の実態を見に来る人との関わりを通じて、一緒に学んでいくような仕組みづくり、環境づくりがこの島の基本であり、さらなる交流を促進するためには、豊島廃棄物等対策事業を成功させ、他の先例としていただくためにも、記念館が必要ではないかと考えている。

具体的にどのような記念館とするのか、また、その整備手法についても、議論していただきたいと思っている。我々も、抱えた課題をどう克服するか前向きに力を入れていくことし、他県の博物館の見学なども行っている。

また、資料の収集、整理という観点から、先ほどあったが、廃棄物層の保存を実施し、保存、蓄積された資料については、きちんと整理保管し、編纂をしていかなければならないと考えている。これから10数年かけて原状回復されるので、この過程を記録として残し続け、万一、同じような問題が起った場合は、先例となるように、議論や克服の過程を明らかにしておきたいと考えている。廃棄物層の保存をする場合、現時点では、過去の紛争の原因になったそのものであり、感情的に受け入れがたい面もあるが、財産にできる形として、証拠を残したいと考えている。

また、変わりつつある現地を記録する試みとして、交替で1週間に1度は現地を確認し、写真を撮り続けている。

多くの人がこの問題の解決に期待を寄せており、応援したいという気持を持っている。住民の方で、具体的な方法を模索しているところであるが、できれば、皆さん之力をお

借りて、何とか実現したいと考えている。

会長代理) 重要なことは、土庄町その他地元の方々がこの運動を支えてくれるということである。

この協議会もそのために開催されているのであるが、そのことを十分理解していただいた上で、私としても、お手伝いできることがあればと考えている。

昨年9月、放送大学の学生を連れて豊島に来た時、学生から私にメダカの学校の話があり、メダカの生態研究の方法等を考えてもらえないかとの相談を受けた。県全体では、メダカはたくさん棲息していると考えているが、県全体を含めて、メダカがどうなっているのか、環境学的に調べる必要があるのではないかと思っている。

香川大学教育学部を退官された名誉教授に話したところ、ボランティアとして一緒に応援しようとのことであった。土庄町や豊島中学校の協力が得られれば、メダカが産卵する時期に、豊島に来て子ども達と一緒に育ててみたいと思っている。

個人的には、協力してくれる人もいるので、ボランティアでメダカの生態研究をしてみようと考えており、例えば、学校の実験室を借りるとか、水田で飼育できるような実験方法について、豊島の方々の御協力をお願いしたいと考えている。

(5) その他

豊島) 県の方では、大変多忙だとは思うが、日程調整がスムーズに行かない。1月31日の掘削完了判定のサンプリングや豊島廃棄物等技術委員会の開催についても、できるだけ早く日程調整をお願いする。この日に実施したいとの想定が立った時点で、打診をお願いしたい。

豊島) 会長代理から、メダカの学校の件で協力依頼があったが、豊島の方で協力をしたいと考えている。

会長代理) 日程調整であるが、技術委員会の委員は、各地の委員会に出席しており、都合がつかず、各委員との連絡が取れないような状況になっている。掘削完了判定のサンプリングについても10日前に一度は日程調整ができていたが、委員の都合等で変更したという事情がある。突然、この日ならば、委員が集まるという日が出てくる時もあり、技術委員会としても御迷惑をおかけするのではないかと思っている。そういう事情があることを御理解願いたい。

豊島) できれば、次回(7月)の開催日程を決めていただければと思う。可能ならば、日曜日の開催をお願いしたい。

県) 次回の開催日程は、約1月前から調整したい。

議長) 土日は、県の職員は休みである。できるだけ、関係者の方で御理解いただき、開催日程を調整することとしたい。

以上をもって本日の議事は全て終了した。県の方からは事業実施についての報告や豊島の方からも建設的な意見があり、情報の交換だけでも相当な意義があり、県と住民の意思の疎通を図るという面で、大きな成果があった。今後とも、御協力、御支援のほど、よろしくお願いする。